

貨物自動車運送事業者行政処分状況(令和6年11月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	主たる事務所の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	左記の行政処分の点数
20241106	河北運輸 株式会社(法人番号8011601001650)代表者:琴坂 益代	東京都練馬区東大泉1-28-7	本社	東京都練馬区東大泉1-28-7	輸送施設の使用停止(30日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項	死亡事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和6年1月12日及び同年2月16日、監査を実施。4件の違反が認められた。(1)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(4)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)	3	3
20241113	株式会社 マルトウ(法人番号3070001010996)代表者:石島 久司	群馬県高崎市上滝町245-2	本社	群馬県高崎市上滝町245-2	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和6年9月30日、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0
20241119	武蔵運輸 有限会社(法人番号5030002096681)代表者:秋山 佳正	埼玉県比企郡吉見町大字久保田新田110-2	本社	埼玉県比企郡吉見町大字久保田新田戸場110-2	輸送施設の使用停止(85日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和6年1月11日、監査を実施。9件の違反が認められた。(1)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(4)高齢運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(5)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(6)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(7)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5)、(8)運行管理者の講習受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項)、(9)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	9	9
20241119	谷口興業 株式会社(法人番号8120901011241)代表者:谷口 稔	大阪府高槻市西面中1-4-23	関東	埼玉県春日部市金崎439-1	輸送施設の使用停止(80日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	労働局からの通報を端緒として、令和5年9月7日、監査を実施。7件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(5)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(6)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(7)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)	8	8
20241119	アンゼン陸運 株式会社(法人番号7060001024366)代表者:小野川 文夫	栃木県宇都宮市不動前3-1-20	本社	栃木県宇都宮市不動前3-1-20	輸送施設の使用停止(60日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和5年2月21日及び同年3月6日、監査を実施。11件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)乗務時間等告示なお書きの遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(3)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(4)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(5)業務記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(6)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(7)運行指示書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3)、(8)運行指示書の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3)、(9)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(10)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(11)事業計画事前届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)	6	6

貨物自動車運送事業者行政処分状況(令和6年11月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	主たる事務所の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	左記の行政処分の点数
20241119	東和 有限会社(法人番号6030002049432)代表者:加藤 優	埼玉県三郷市上口838	本社	埼玉県三郷市上口838	輸送施設の使用停止(30日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和5年12月14日及び令和6年1月24日、監査を実施。6件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)業務記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(3)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(4)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(5)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)、(6)自動車に関する表示義務違反(道路運送法第95条)	3	3
20241126	株式会社 石橋梱包運輸(法人番号7040001061337)代表者:佐藤 俊幸	千葉県山武郡芝山町大里字北987-1	本社	千葉県山武郡芝山町大里字北987-1	輸送施設の使用停止(200日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和5年10月19日、同年11月15日及び同年同月27日、監査を実施。10件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(5)業務記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(6)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(7)高齢運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(8)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(9)運行管理者に対する指導及び監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第22条)、(10)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)	20	20
20241126	鷺宮運輸 株式会社(法人番号8030001031265)代表者:瀬谷 俊男	埼玉県久喜市東大輪233	本社	埼玉県久喜市東大輪233	輸送施設の使用停止(100日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項	死亡事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和5年11月8日、監査を実施。9件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(5)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(6)高齢運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(7)初任・高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(8)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(9)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	10	10
20241126	清水運送 株式会社(法人番号6011601003120)代表者:清水 幸雄	東京都練馬区土支田1-1-5	西東京支店	東京都西多摩郡瑞穂町大字二本木474-4	輸送施設の使用停止(70日車)	貨物自動車運送事業法第24条の4	死亡事故を引き起こしたことを端緒として、令和5年12月14日及び令和6年1月16日、監査を実施。8件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(4)事故惹起運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(5)事故惹起・初任運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(6)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5)、(7)運行管理者の講習受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項)、(8)事業の適確な遂行に係る遵守事項のうち損害賠償の支払い能力確保義務違反(貨物自動車運送事業法第24条の4、貨物自動車運送事業法施行規則第14条第3号)	7	7

貨物自動車運送事業者行政処分状況(令和6年11月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	主たる事務所の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	左記の行政処分の点数
20241126	有限会社 ケーズライン (法人番号 2012702009299)代表者: 小峯 洋二	東京都東村山市久米川町3-34-1	本社	東京都東村山市久米川町3-34-1	輸送施設の使用停止 (20日車)	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第9条第1項	救護措置義務違反があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和6年1月31日及び同年2月26日、監査を実施。4件の違反が認められた。(1)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(2)点呼記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(3)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(4)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)	2	2

注1 事業者点数は、関東運輸局の管轄区域での累計です。

注2 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について3.(4)但し書き参照)